

## 令和5年度第1回 西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

### 1. 日時

令和5年8月22日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで

### 2. 場所

衣浦東部保健所 3階 会議室

### 3. 出席者

別添出席者名簿のとおり

### 4. 傍聴人

0名

### 5. 議事等

#### (1) 議題

- ア 愛知県地域保健医療計画（圏域項目）の原案について
- イ 愛知県外来医療計画について

#### (2) 議題

- ア 第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について
- イ 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について

### 6. 会議の内容

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

それでは定刻となりましたので、令和5年度第1回西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。私は本日の会議の進行を務めます、衣浦東部保健所次長の川口と申します。それでは、会議に先立ち、開催者を代表いたしまして衣浦東部保健所丸山所長より御挨拶を申し上げます。

#### ○事務局（衣浦東部保健所 丸山所長）

愛知県衣浦東部保健所長の丸山でございます。本日は、大変お忙しい中、ま

た、非常に暑い中、令和5年度第1回西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の保健医療行政の推進並びに保健所運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療計画については、医療法の規定に基づき、都道府県ごとに6年に1度、医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされており、本県では、「愛知県地域保健医療計画」として策定しています。

現行の計画期間が令和5年度までとなっておりますので、今年度中に現行計画を見直し、令和6年3月をめどに次期計画を公示することとされております。次期計画の圏域項目の作成にあっては、大きく見直しが行われ、5疾病6事業及び在宅医療の医療提供体制について、圏域の状況を記載するものとされました。今年度、これまでに2回の医療計画策定委員会を書面により開催いたしまして、「現行計画」並びに、県から示めされた「ひな形」を基に、事務局で作成した「たたき台」に対して、委員の皆様から多くの御意見を賜り、「原案」を作成しました。本日、議題として提出させていただきますので、御審議よろしく願いいたします。

また、医療計画課において原案を作成した「愛知県外来医療計画」についても御審議いただく予定としており、他に2つの報告事項がございます。

限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

ありがとうございました。会議に先立ちまして、資料の御確認をお願いいたします。本日の資料は、次第の資料一覧の通りです。まず、事前に配付させていただきました資料は、「会議次第」「出席者名簿」「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」「資料1 第2回医療計画策定委員会で委員から提出された御意見と御意見への回答」「資料2 愛知県地域保健医療計画（圏域項目）の原案について」「資料3 愛知県外来医療計画について」「資料4 第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について」「資料5-1 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について（西三河南部西医療圏抜粋）」

「資料5-2別表（医療計画に記載されている医療機関名）」、参考資料として、「令和5年度西三河南部西圏域医療計画策定委員会の委員の選出について」を添付してございます。さらに、本日の配付資料としましては、「配席図」です。

不足があります方、資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたらお申し出ください。不足等はございませんでしょうか。

続きまして、本来であれば、本日御出席をいただきました委員の皆様を御紹介すべきところがございますが、時間の関係もありますので、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。次に、報道機関でございますが、本日、出席者はございません。また、本日の傍聴人もございません。

次に本会議の議長についてです。この会議の議長につきましては、愛知県保健医療福祉推進会議開催要領 第4条第2項により「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっています。

そこで、事務局といたしましては、刈谷医師会長の世古口様を議長に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○構成員

拍手（異議なし）

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

ありがとうございます。皆様の総意ということで、世古口様にお願いしたいと存じます。それでは世古口様、よろしく願いいたします。

#### ○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

はい。皆様こんにちは、刈谷医師会長の世古口です。この会議の議長を務めさせていただきます。円滑に議事を進めたいと思います。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼させていただきます。

それでは議事に入ります前に、公開・非公開の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

本会議は、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第5条第1項におきまして、原則公開としております。

#### ○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

続きまして、会議の成立について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

本会議の構成員は 20 名です。出席者は 18 名、うち委任状による代理出席が 7 名おられます。欠席は 2 名となっております。過半数に達しておりますので、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第 4 条第 3 項に基づき、本会議が有効に成立したことを報告いたします。

○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは、議事に入ります。議題 1「愛知県地域保健医療計画（圏域項目）の原案について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（衣浦東部保健所 加藤主査）

衣浦東部保健所の加藤と申します。着座にて失礼いたします。

医療計画については、医療法の規定に基づき、都道府県ごとに 6 年に 1 度、医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされており、本県では、「愛知県地域保健医療計画」として策定しています。現行の計画期間が令和 5 年度までとなっておりますので、今年度中に現行計画を見直し、令和 6 年 3 月をめどに次期計画を公示することとされております。

次期計画の圏域項目の作成にあつては、大きく見直しが行われ、地域の概況等を 3 ページ程度にまとめるほか、「5 疾病 6 事業及び在宅医療の医療提供体制」について、圏域の状況を、各項目 A 4 用紙 1 枚に記載し、県計画と統合し 1 冊の冊子とされます。圏域項目の作成スケジュール等については、参考資料「令和 5 年度西三河南部西圏域医療計画策定委員会の委員の選出について」として添付をさせていただきましたので後ほどご覧ください。

今年度、これまでに 2 回の医療計画策定委員会を書面により開催しています。第 1 回医療計画策定委員会では、県から示された「ひな形」を基に、委員の皆様にご意見をお伺いしました。その後、「現行計画」を基に、県から示された「ひな形」と第 1 回医療計画策定委員会で委員の皆様からいただいた御意見を、圏域項目に該当する内容について出来る限り盛り込むようにして事務局で作成した「たたき台」を作成しました。第 2 回策定委員会では、その事務局で「たたき台」に対して委員の皆様から御意見を賜りました。そして、再度、委員の皆様から賜った御意見を盛り込み、今回「西三河南部西医療圏 保健医療計画原案（案）」を本委員会に提出させていただいています。

初めに資料 1 をごらんください。第 2 回医療計画策定委員会において、事務局

で作成した「たたき台」に対して、委員の皆様から賜った御意見と御意見に対する回答を示しました。6項目に対して、委員の皆様から御意見を賜り、その回答を示しています。

(11)の「新興感染症発生・まん延時における医療対策について」に対してですが、「医療措置協定について、西三河南部西医療圏における数値目標は設定されていますか。」、「意向調査結果を踏まえて、今後どのように西三河南部西医療圏の調整を図りますか。医療計画策定委員会において医療措置協定の議論がなされるのでしょうか。」と御意見をいただきました。まず、医療措置協定医療機関の目標数は、現在、感染症対策課において、とりまとめ中であり、当医療計画策定までには提示される予定です。提示があり次第、当計画に記載することとしています。また、令和5年7月18日付で、県保健医療局長から県感染症予防計画の策定及び医療措置協定締結等に先立つ調査について通知されたところであり、今後、県感染症予防計画は県感染症対策連絡協議会及び県医療審議会等において、意見を頂き策定していくこととなります。なお、医療計画策定委員会において、御意見を頂いた場合は、県保健医療局へ伝達いたしますが、医療措置協定に関する具体的な議論は主に県保健医療局・感染症対策局とで行っていただくこととなります。

その他の修正事項は、ご指摘を踏まえ、修正をさせていただいています。

では、次に資料2をご覧ください。西三河南部西医療圏の圏域項目「原案」の(案)となります。はじめに、構成等を簡単に説明します。まず、1ページは、表紙がつく予定となっています。2ページから4ページまでは、「1. 地域の概況」「2. 保健・医療施設」を記載しています。当圏域は、外国人割合が多い傾向があり、医療及び保健の場においても考慮の必要性がありますので、現計画から外国人割合を記載しています。5ページ以降が、「5疾病6事業及び在宅医療対策の医療供給体制」となっています。

この後は、第2回医療計画策定委員会にて御意見をいただきました。「(9)周産期医療対策」を中心に説明します。それでは、13ページ「(9)周産期医療対策」をごらんください。第2回策定委員会での委員の御意見を踏まえ、記載内容を2024年4月1日施行の、子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化と事業拡充を目的とした法改正に合わせた内容としております。具体的には、児童福祉法の改正により2024年4月から、市区町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、母子保健法の改正により、現在の「子育て世代包括支援センターの事業」が、「こども家庭センターの母子保健事業」とされましたの

で、それに合わせた修正を行いました。

次に、少しもどりますが、11ページの「(7) 災害医療対策」を御覧ください。他医療圏での検討を基に修正を加えています。衣浦東部保健所では、2016年2月に当医療圏の「医療救護活動計画」を作成しています。現在、県では、「愛知県医療救護活動計画」の改正準備が進められていることを踏まえ、当医療圏地域災害医療部会での検討を行い、当医療圏の「医療救護活動計画」の改正作業を進めることを新たに加えさせていただきました。

事務局からは以上です。圏域項目「原案」の(案)に対しまして、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御質問がありましたらお願いします。

<質問なし>

○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは、「愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案」について、事務局案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

《挙手全員》

○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。挙手全員と認めます。よって、本議案は事務局案のとおり可決されました。

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

ありがとうございます。事務局から今後のスケジュールについて、補足の説明を加えさせていただきます。参考資料をお手元に御用意ください。2枚目の裏面となりますが、別添2の圏域項目の見直しに係るスケジュールの8月のところを御覧ください。本日、この会議でご審議いただきました圏域項目について、御了承をいただきましたので圏域項目原案として8月末日までに県に提出をさせていただきます。その後、県におきまして医療体制部会や医療審議会での審議、市町村等への意見照会、パブリックコメント等の手続きを行うこととなってい

ます。これらの手続きの後に圏域項目原案の修正を行うこととなりますが、修正案につきましては、来年の1月中旬に予定している第3回医療計画策定委員会の審議を経て1月下旬頃に開催予定の第2回のこの会議において御審議をいただくこととなりますので、どうぞよろしく申し上げます。今後のスケジュールに関する補足説明は以上です。

#### ○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

続きまして、議題2に入ります。議題2「愛知県外来医療計画について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（愛知県医療局健康医務部医療計画課医療計画グループ 福島課長補佐）

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課の福島と申します。日ごろから皆様方におかれましては、保健医療につきまして多大なる御協力を賜りまして誠にありがとうございます。議題2「愛知県外来医療計画」につきまして御説明します。お手元の資料3「外来医療計画について」を御覧ください。着座にて失礼します。

「1. 策定の趣旨」を御覧ください。平成30年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が制定され、都道府県は外来医療計画を策定して、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を協議する場を設置して、外来医療に係る取組を推進することとなりました。

次に、「2. 計画の位置づけ」を御覧ください。外来医療計画は、医療法の規定により、医療計画の一部として位置づけることとなっております。なお、現行の外来医療計画は、令和元年度に医療計画の別冊として策定しておりましたが、改定の時期が医療計画本冊と同時となりますことから、次期外来医療計画は、医療計画の1項目として策定することとしております。

「3. 計画期間」でございますが、次期外来医療計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。

「4. 協議の場」でございますが、現行の外来医療計画と同様に、各構想地域の地域医療構想推進委員会を次期外来医療計画策定後の協議の場として設定いたします。一方、外来医療計画は医療計画の一部でございますから、現行の外来医療計画策定時と同様の考え方で、次期外来医療計画の内容の検討は圏域保健

医療福祉推進会議で行うこととしております。

「5. 改正のポイント」でございます。国のガイドラインの改正に伴いまして、次期外来医療計画は、資料15ページでございますとおり、外来医療報告に伴います紹介受診重点医療機関に関する記載を追加することといたします。時間の都合がございますので、内容の詳細については、本日は省略させていただきますので御了承ください。

また、外来医療計画では、国のガイドラインに基づき、外来医師の偏在の状況を客観的に示す指標として、2次医療圏単位で、外来医師偏在指標を定めることとされており、値が全国の上位33.3%までに該当する2次医療圏を外来医師多数区域として設定することとされております。現在のところ、国から最終版のデータの送付はございませんが、現行の外来医療計画と同様、名古屋・尾張中部医療圏のみが外来医師多数区域となる予定です。

その他の項目については、国のガイドラインに大きな改定はございませんでしたので時点修正とし、基本的にこれまでどおりの取組を継続することを想定しております。

「6. 今後のスケジュール（予定）」でございますが、今後、10月に医療審議会医療体制部会、11月に医療審議会による審議を経た後、パブリックコメントを実施する予定としております。その後、2月に再度、医療審議会医療体制部会、3月に医療審議会による審議を経て、答申・公示を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

#### ○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

はい、ありがとうございました。ただいまの説明で御質問、御意見がありましたら、お願いします。

<質問・意見なし>

#### ○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

ございませんか。それでは、「愛知県外来医療計画」につきまして、事務局案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

≪挙手全員≫



## ○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。挙手全員と認めます。本議案は事務局案のとおり可決されました。

それでは、報告事項に移ります。報告事項（１）「第９期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（愛知県福祉局高齢福祉課介護保険企画・審査グループ 織田主任）

愛知県福祉局高齢福祉課の織田でございます。本日お集まりの皆様方におかれましては、日ごろから、本県の高齢福祉行政に対して、御理解・御配慮をいただき厚くお礼申しあげます。本日は、私どもで今年度策定いたします「第９期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定」について、概要を御説明させていただきます。それでは、着座にて説明させていただきます。まず、お手元の資料４を御覧ください。

初めに、「１．策定の目的等」でございます。この計画は、本県の総合的な高齢者の福祉保健医療の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体として策定するものです。計画期間は法令で３年と定められており、現行の第８期計画の最終年度であります今年度に、2024年度から2026年度を計画期間とする第９期計画を策定してまいります。策定にあたっては、国が定める「基本指針」に則して策定することとされており、なお、本計画の一部は、先般、国の方で公布されました認知症基本法、及び県条例に基づきます「認知症施策の推進を図るための計画」として位置付けてまいります。

次に、「２．第９期計画の位置付け」でございます。第９期計画では、図にありますとおり、計画期間中に団塊の世代が、75歳以上となる2025年を迎えますことから、地域包括ケアシステムの深化・推進をさらに進めるとともに、地域ごとの人口構成の変化や介護ニーズの動向も踏まえ、2040年以降も見据えた、中長期的な視点に立って介護サービス基盤の整備を進めてまいります。

また参考に、西三河南部西圏域の人口の推移に関する資料をつけさせていただきました。資料４のもう一枚の資料を御覧ください。棒グラフは、2020年から2045年までの人口を、5年ごとに示しておりまして、棒グラフの一番上が65歳以上の高齢者人口、真ん中の段が15歳～64歳のいわゆる生産年齢人口です。また、グラフの中に、折れ線グラフが二本ございますが、上の線が、全人口に対

する生産年齢人口の割合を示しており、少子化や高齢化の影響により、減少傾向となっております。次に、下の折れ線グラフはいわゆる高齢化率、65歳以上人口の割合となっておりますが、こちらは上昇傾向となっております。2025年から2045年にかけて、急速に高齢化率が高まる傾向にあります。この傾向は、愛知県全域の傾向とも類似した状況となっております。

それでは、さきほど御覧いただいた資料4にお戻りください。資料4の右側の「3. 第9期計画における主なポイント」でございます。まず、「(1) 介護サービス基盤の計画的な整備」でございます。西三河南部西圏域の人口動態については、説明させていただいたような状況でございますが、県内でも、名古屋市をはじめとした都市部では、今後、高齢者人口が増加していくのに対して、もともと高齢者人口が多いような地域では、高齢者人口が今後減少するなど、地域によっても大きな差がありますので、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を進めることとしております。次に「(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進」でございます。先ほども触れましたが、次期計画期間中に、団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることを踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。次に「(3) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上」でございます。今後、現役世代の減少などにより介護人材不足が進む中、安定的な介護サービスの提供体制の確保のため、高齢者も含めた幅広い世代層の参入促進や、職員の離職防止など介護人材の確保を図るとともに、事業所における業務の効率化や、介護サービスの質の向上を図るための生産性の向上に資する取り組みを進めてまいります。

次に「4. 計画策定体制」でございます。計画策定にあたりましては、関係各分野の方々を構成員としまして、「計画策定検討委員会」を設置いたしまして、幅広い視点から御意見をいただきながら策定を進めてまいります。なお、本圏域推進会議の委員でいらっしゃいます岡田巖委員におかれましては、計画策定検討委員会の委員にも御就任いただいておりますので、ここで御紹介させていただきます。

最後に「5. 策定スケジュール」でございます。先般、7月31日に、厚生労働省による全国介護保険担当課長会議において、冒頭で申しました国の基本指針の案が提示されておりますので、その内容も踏まえまして、計画の策定を進めてまいります。また、先日8月9日には、第1回目の計画策定検討委員会を開催し、委員の皆様方から多くの御意見を頂戴しておりますので、それらも十分に踏まえて計画の策定に当たりと考えております。

今後につきましては、資料に記載しましたとおりとなりますが、来年3月に計画の最終案を第3回目の委員会にお諮りし、計画の策定・公表を行ってまいる予定としております。簡単でございますが、第9期の計画の策定につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問・御意見がありましたら、お願いします。

<質問・意見なし>

○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

続いて、報告事項（2）「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（衣浦東部保健所 加藤主査）

はい。着座にて失礼いたします。資料5-1を御覧ください。令和5年5月23日更新分の愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について、西三河南部西医療圏の医療機関の変更点を抜粋し、資料にしております。次に、資料5-2を御覧ください。令和5年5月23日更新分の愛知県地域保健医療計画（別表）県全体ですので、後ほど御覧ください。事務局からは以上です。

○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問・御意見はございませんか。

<質問・意見なし>

○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

これで本日、予定しておりました議事を終了いたします。構成員の皆様、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、事務局に返します。

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

世古口様、ありがとうございました。これをもちまして、「令和5年度第1回西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議」を終了します。

なお、本日の会議録につきましては、発言内容を発言者に御確認させていただいた上で、当保健所のホームページで公開する予定です。

本日は、引き続き14時30分から、令和5年度第2回 西三河南部西構想区域地域医療構想推進委員会を開催いたします。これより準備をさせていただきますので、それまで御休憩下さい。お席の移動をお願いする方がございますので、恐れ入りますが御協力をお願いいたします。お帰りになられる方は、交通事故には十分お気をつけください。ありがとうございました。